

平成25年7月1日から

尼崎市暴力団排除条例

が施行されます！

～皆さん暴力団のいない安全で安心な社会を実現しましょう！！～

基本理念

- ① 暴力団又は暴力団員を恐れないこと
- ② 暴力団又は暴力団員と交際しないこと
- ③ 暴力団又は暴力団員を利用しないこと
- ④ 暴力団又は暴力団員に利益供与をしないこと



市の責務

市は、兵庫県、関係機関等、市民及び事業者との連携を図り、暴力団の排除に関する施策を策定し、実施します。

市の取組み等

- ① 市の契約等に係る事務からの暴力団等の排除
- ② 啓発活動の実施
- ③ 青少年を守るための取組
- ④ 祭礼等からの暴力団等の排除
- ⑤ 兵庫県への協力

市民及び事業者の責務

市民や事業者は、暴力団の排除のために相互の連携を図って自主的に取り組み、市が実施する施策に協力し、市又は関係機関等に情報を提供するように努めます。



市民、事業者等に対する支援等

市は、市民や事業者並びに関係機関等が暴力団排除活動に取り組むことができるよう、情報の提供、助言等その他必要な支援を行い、啓発活動に努めます。

青少年を守るための取組み

市は、関係機関等との連携を図りながら、青少年に対する教育、情報の提供及び啓発に取り組めます。



暴力団の威力の利用、利益の供与の禁止

市民及び事業者は、債権の回収、紛争の解決等に暴力団の威力を利用してはいけません。また、暴力団や暴力団員が指定した者に対し金品等の利益を供与してはいけません。

祭礼等からの暴力団等の排除

祭礼、興行その他不特定又は多数の者が特定の目的のために一時的に集合するような行事の主催者等は、暴力団又は暴力団員が当該事業に関与することを排除するために必要な措置を講ずるよう努めます。



市の暴力団等から排除を行う具体的事務

尼崎市が行う

- ①契約に係る事務
- ②補助金等を交付する事業に係る事務
- ③公の施設の使用等に係る事務
- ④公有財産に係る事務
- ⑤指定管理者の指定に係る事務



から

暴力団を排除します。



実効性を確保する手段として、次のことを行います。

- ①相手方から自らが暴力団等に該当しない旨等の記載した誓約書を徴取します。
- ②誓約書をもとに相手方が暴力団等であるかどうかについて警察署に意見を照会します。

※相手方とは主に尼崎市と取引を行う業者及び一般市民のことを言います。

1

契約に係る事務

時期：契約締結時まで

内容：自らが暴力団等に該当しない旨等を誓約

2

補助金等を交付する事業に係る事務

時期：交付申請時まで

内容：自らが暴力団等に該当しない旨等を誓約

3

公の施設の使用等に係る事務

時期：申請時

内容：自らが暴力団等に該当しない旨等を誓約

4

公有財産に係る事務

時期：申請時又は契約締結時まで

内容：自らが暴力団等に該当しない旨等を誓約

5

指定管理者の指定に係る事務

時期：協定締結時まで

内容：自らが暴力団等に該当しない旨等を誓約

